

# 御殿場市民会館消防設備点検業務仕様書

## 1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

## 2 関係法令

「消防法17条3の3」

## 3 点検時期

機器点検 6ヶ月に1回 総合点検 年1回

## 4 点検内容

### (1) 自動火災報知設備

受信機	P型1級60回線	2台
副受信機	60回線	1台
総合盤	P型1級	18面
音響装置	ベルル・サイレン・ブザー	1個
煙感知器	光電式スポット型150以上	249個
感知器	差動式スポット型1-50	7個
感知器	定温式スポット型1-50	16個
電源装置	(予備電池含む)	1式

### (2) 防災排煙設備

連動制御盤	40回線	1面
連動制御盤	20回線	1面
感知器(連動式)	煙感知器	23個
自動閉鎖装置	防火戸	18台
自動閉鎖装置	防火ダンパー	75台
自動閉鎖装置	防災垂れ幕	11台

### (3) 消火器具設備

消火器	粉末10型ABC(薬剤詰替え別途)	56台
-----	-------------------	-----

### (4) 誘導灯設備

誘導灯		88台
-----	--	-----

(5) 誘導灯設備

蓄電池設備		1 式
-------	--	-----

(6) 防災排煙設備

ガス漏れ受信機	G P 型 1 0 回線まで	1 面
ガス漏れ検知器	都市ガス用	4 個
ガス漏れ中継器	検知器中継用	4 個
電源装置	(予備電池含む)	1 式

(7) 非常警報設備点検

増幅器	(操作部)	1 式
電源装置	(予備電池含む)	1 式
音量調整器		3 0 個
増幅器・スピーカー		1 4 4 個

5 点検方法

<消火器具>

(1) 機器点検

次の事項について確認すること。

①設置状況

ア 設置場所

消火器具は、床面からの高さが 1. 5 m 以下の箇所に設けること。通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれのない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。

イ 設置間隔

歩行距離が 2 0 m 以下となるように設置すること。

ウ 適応性

設置した場所の消火に適応する消火器具であること。

エ 耐震措置（転倒により消火薬剤が漏出するおそれのある消火器に限る。）

震動等による転倒を防止するための適当な措置が講じられていること。

②表示及び標識

損傷、汚損、脱落、不鮮明なもの等がなく設けられていること。

③消火器の外形

ア 本体容器

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。

ウ 安全栓

損傷、脱落等がなく、確実に装着されていること。

エ 使用済みの表示装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。

オ 押し金具及びレバー等の操作装置

変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。

カ キャップ

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

キ ホース

変形、損傷、老化、つまり等がなく、本体容器と緊結されていること。

ク ノズル、ホーン及びノズル栓

変形、損傷、老化、つまり等がなく、ホースと緊結されており、二酸化炭素消火器にあつては、ホーン握りの脱落がないこと。

ケ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正であること。

コ 圧力調整器

変形、損傷等がないこと。

サ 安全弁

変形、損傷等がなく、本体容器と緊結されていること。

シ 保持装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、消火器を容易に取りはずせること。

ス 車輪（車載式消火器に限る。）

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

セ ガス導入管（車載式消火器に限る。）

変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。

④消火器の内部及び機能

消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち、製造年から3年（化学泡消火器にあつては設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年）を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。

ア 本体容器及び内筒等

a 本体容器

内面に腐食、防錆材料の脱落等がないこと。

b 内筒及びアンプル等

損傷、腐食、漏れ等がないこと。

c 液面表示

明確にされていること。

- イ 消火薬剤
  - a 性状  
変色、腐敗、沈殿物、汚れ等がなく、粉末消火薬剤にあっては固化がないこと。
  - b 消火薬剤量  
所定量あること。
  - c 加圧用ガス容器  
著しい腐食がなく、加圧用ガスが所定量あること。
  - d カッター及び押し金具  
変形、損傷等がなく、操作用のレバー、ハンドル等を操作した場合に、カッター及び押し金具が確実に作動すること。
  - e ホース  
ホース及びホース接続部につまり等がないこと。
  - f 開閉式ノズル及び切替式ノズル  
開閉操作又は切り替え操作が容易にできること。
  - g 指示圧力計  
正常に作動すること。
  - h 使用済みの表示装置  
正常に作動すること。
  - i 圧力調整器  
正常に作動すること。
  - j 安全弁及び減圧孔（排圧栓を含む。）  
変形、損傷、つまり等がなく、確実に作動すること。
  - k 粉上り防止用封板  
変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。
  - l パッキン  
変形、損傷、老化等がないこと。
  - m サイホン管及びガス導入管  
変形、損傷、つまり等がなく、確実に取り付けられること。
  - n ろ過網  
損傷、腐食、つまり等がないこと。
  - o 放射能力  
二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び車載式の消火器以外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放射能力に異常がないこと。

#### ⑤簡易消火器具

ア 外形

水バケツ及び水槽に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 水量等

水槽の水、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩が規定量あること。

<自動火災報知設備>

(1) 機器点検

次の事項について確認すること。

①予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）

規定値以上であること。

エ 切替装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

②受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、溶断がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

- ク 継電器（自動試験機能有する自動火災報知設備を除く。）  
脱落、端子のゆるみ、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
- ケ 表示灯  
正常に点灯すること。
- コ 通話装置  
受信機相互間及び発信機との通話が明瞭に行えること。
- サ 結線接続（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）  
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
- シ 設置  
著しい腐食、断線等がないこと。
- ス 附属装置  
火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
- セ 火災表示等（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）
  - a 蓄積式  
蓄積機能及び火災表示が適正であること。
  - b アナログ式  
火災表示が適正であること。
  - c 二信号式  
第一信号及び第二信号による火災表示が適正であること。
  - d その他  
火災表示が適正であること。
- ソ 注意表示（アナログ式の自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）  
適正であること。
- タ 回路導通（常時断線監視機能を有する自動火災報知設備を除く。）  
試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。
- チ 設定表示温度等  
感知器の設定表示温度等が適正であること。
- ツ 感知器の作動等の表示（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）  
感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。
- テ 予備品等  
予備品及び回路図等が備えてあること。

### ③感知器

- ア 外形  
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
- イ 警戒状況

- a 未警戒部分  
未警戒の部分がないこと。
- b 感知区域  
設定が適正であること。
- c 適応性  
設置場所に適応する感知器が設けられていること。
- d 機能障害  
機能障害となるものがないこと。

④熱感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）

ア スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

イ 分布型

a 空気管式

作動及び作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 熱電対式及び熱半導体式

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

ウ 感知線型

作動、警戒区域の表示及び回路合成抵抗値が適正であること。

エ 煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）

a スポット型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

b 分離型

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

オ 炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

カ 多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）

その有する性能に応じて、ウ及びエに準じた事項に適合していること。

キ 感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る感知器に限る。）

感知器の作動及び警戒区域の表示が適正であること。

⑤受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

- イ 外形  
変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
- ウ 表示  
適正であること。
- エ 押しボタン及び送受電話器  
押しボタン及び送受電話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。
- オ 表示灯  
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

⑥音響装置

- ア 外形  
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
- イ 取付状態  
脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。
- ウ 音圧等  
音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。
- エ 鳴動  
鳴動方式どおり地区音響装置が鳴動すること。

⑦蓄積機能（蓄積機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

- ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。
- イ アナログ式の自動火災報知設備にあつては①に準ずるほか、注意表示までの時間が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

⑧二信号機能（二信号機能を有する自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。）

第一信号及び第二信号による火災表示が適正であり、かつ、発信機を作動させたときの火災表示の状況が正常であること。

⑨自動試験機能（自動試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

- ア 予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）
- イ 受信機の火災表示
- ウ 受信機の注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）
- エ 受信機及び中継器の制御機能及び電路
- オ 感知器
- カ 感知器回路及びベル回路

## (2) 総合点検

次の事項について確認すること。

### ①同時作動

機能が正常であること。

### ②煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）

感度が正常であること。

### ③地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

### ④総合作動（自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。）

非常電源に切り替えた状態で任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示（アナログ式の自動火災報知設備に限る。）及び音響装置の鳴動が正常であること。

## <誘導灯>

### (1) 機器点検

次の事項について確認すること。

#### ①誘導灯

##### ア 外箱及び表示面

###### a 種類

所定の種類のものが適正に設置されていること。

###### b 視認障害等

所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。

###### c 外形

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。

###### d 表示

適正であること。

##### イ 浮上電源（内蔵型のものに限る。）

###### a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

###### b 表示

適正であること。

###### c 機能

正常であること。

##### ウ 光源

汚損、劣化、ちらつき、影等がなく、正常に点灯していること。

- エ 点検スイッチ  
変形、損傷、脱落等がなく、切替機能が正常であること。
- オ ヒューズ類  
損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
- カ 結線接続  
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
- キ 信号装置等（消灯機能、点滅機能、誘導音機能、滅光機能等を作動させるための移動装置をいう。）
  - a 外形  
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - b 結線接続  
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
  - c 機能  
正常であること。

②誘導標識

- ア 外形  
変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。
- イ 視認障害等  
所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾等による視認障害がないこと。
- ウ 採光  
識別に十分な明るさがあること。

<蓄電池設備>

(1) 機器点検

次の事項について確認すること。

①設置状況

- ア 周囲状況  
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
- イ 区画等  
不燃専用室の区画、防火戸等又はキュービクル式蓄電池設備の外箱、扉、換気口等に変形、損傷等がないこと。
- ウ 水の浸透  
水が浸透していないこと。
- エ 換気  
適正に行なえること。
- オ 照明

蓄電池設備使用上及び点検上に支障がないこと。

カ 標識

適正に設けられていること。

## ②蓄電池

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、漏液等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 電解液

比重及び液温が適正で、規定量が満たされていること。

エ 減液警報用電極

変形、損傷、腐食、断線等がないこと。

オ 給電圧

適正であること。

カ セル電圧

適正であること。

キ 負荷容量

適正であること。

ク 均等充電

適正であること。

## ③充電装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び開閉位置が正常であり、かつ、容量は負荷に対して適正であること。

エ 交流入力電圧

適正であること。

オ トリクル充電電圧及び浮動充電電圧

適正であること。

カ 均等充電電圧

適正であること。

キ 出力電流

適正であること。

ク 負荷電圧

適正であること。

ケ 負荷電流

適正であること。

コ 自動充電切替

自動的に充電し、かつ、充電完了後トリクル充電又は浮動充電に自動的に切り替わること。

サ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

#### ④逆変換装置

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 開閉器及び遮断器

変形、損傷、端子の緩み等がなく、開閉機能及び、開閉位置が正常であり、かつ、容量は付加に対して適正であること。

エ 交流出力電圧

適正であること。

オ 交流出力電流

適正であること。

カ 周波数

適正であること。

キ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

#### ⑤断線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷、著しい腐食等がないこと。

#### ⑥耐震措置

アンカーボルト等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

#### ⑦予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

### (2) 総合点検

次の事項について確認すること

#### ①接地抵抗

接地抵抗値が適正であること。

#### ②絶縁抵抗

絶縁抵抗値が適正であること。

③容量

適正であること。

④切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

⑤電圧計及び周波数計

指示値が適正であること。

⑥警報動作

正常に作動すること。

⑦減液警報装置

正常に作動すること。

⑧電圧調整範囲

所定の範囲であること。

⑨負荷電圧補償装置

降下電圧が適正であること。

⑩タイマー

設定値及び作動が適正であること。

<防火排煙設備>

(1) 自動火災報知設備の点検に準ずるものとする。

<ガス漏れ火災警報設備>

(1) 機器点検

次の事項について確認すること。

①予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値以上であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にした時に自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

②受信機及び中継器

ア 周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 受話装置

受信機相互間の通話が明瞭に行えること。

サ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス 附属装置

ガス漏れ信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。

セ ガス漏れ表示

適正にされること。

ソ 回路導通

試験用計器の指示又は確認灯の点検により導通すること。

タ 故障表示

適正にされること。

チ 予備品及び、回路図等が備えてあること。

③ガス漏れ検知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

a 未警戒部分

未警戒の部分がないこと。

b 設置場所及び設置位置

適正であること。

c 適応性

- ・ 検知対象ガスの性状に適応するガス漏れ検知器が設けられていること。
- ・ 警戒の部分がないこと。

d 機能障害

機能障害となる覆い等がないこと。

e 作動等

確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。

④警報装置

ア 音声警報装置

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

c 増幅器、操作部

機能が正常であること。

d 音圧等

音圧、音色、及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。

イ ガス漏れ表示灯

変形、損傷、脱落等がなく、正常に点灯し、かつ、容易に識別できること。

ウ 検知区域警報装置

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 取付状態

脱落等がなく、音響効果を妨げるものがないこと。

c 音圧等

音圧及び音色が他の機械等の音と区別して聞き取れること。

d 鳴動区域

適正であること。

(2) 総合点検

次の事項について確認すること。

①同時作動

機能が正常であること。

②検知区域警報装置の音圧

規定値以上であること。

③総合動作

非常電源に切り替えた状態で、任意のガス漏れ検知器を作動させた場合に、ガス漏れ表示、及び、警報装置の作動が正常であること。

6 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。ただし、作業中に異常等が認められた場合は直ちに報告し、改善策の提出等を行うこと。

7 故障時の対応

異常が発生した場合、専門技術者が迅速に修理し、良好な機能を保たせるものとする。

8 その他

- (1) 点検の際、関連業者については相互に日程等の調整をし、共同点検を実施して、誤操作等の原因にならないように留意する。
- (2) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- (3) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。